

障害児通所支援事業の指定基準について

(令和3年9月時点の基準)

指定基準

1 児童発達支援

2 児童発達支援センター

3 放課後等デイサービス

4 保育所等訪問支援

5 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援の関係法令

- ・児童福祉法
- ・児童福祉法施行令
- ・児童福祉法施行規則
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)
- ・指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(神奈川県条例)

1 児童発達支援(センター以外)

基本方針(条例第5条)

児童発達支援に係る指定通所支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(1) 人員に関する基準

① 従業員の員数	指定児童発達支援事業所(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。)	<input type="checkbox"/> 児童指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計が、 障害児の数が10までのもの… 2以上 障害児の数が10を越えるもの…2に、障害児の数が10を越えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 <input type="checkbox"/> 児童指導員又は保育士のうち1人以上は常勤であること <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員又は看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう)(以下、「機能訓練担当職員等」という。)を配置する場合であって、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 ただし、この場合であっても、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置する。 <input type="checkbox"/> 看護職員 医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠な障害児に医療的ケアを行う場合に配置する。ただし、医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、障害児に対して医療的ケアを行う場合その他の場合には配置しないことができる。
	主として重症心身障害児を通わせる事業所	<input type="checkbox"/> 嘱託医 1以上 <input type="checkbox"/> 看護職員 1以上 <input type="checkbox"/> 児童指導員又は保育士 1以上 <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 1以上 ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。
② 児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所を除く事業所にあつては、1人以上は専任かつ常勤であること	
③ 管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く <input type="checkbox"/> ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる	

(2) 設備に関する基準

① 利用定員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 利用定員 10人以上<input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員 5人以上
② 設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指導訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えていること<input type="checkbox"/> 指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品<input type="checkbox"/> これらの設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない ただし、障害児の支援に支障がない場合はこの限りではない
従たる事業所を設置する場合の特例	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業所は、指定児童発達支援における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置することができる。<input type="checkbox"/> 従たる事業所を設置する場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事するものでなければならない<input type="checkbox"/> 主たる事業所と従たる事業所との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であつて、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと
その他 (運営の基準より一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指定障害児通所支援事業者等との連携等 指定児童発達支援事業者は、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない<input type="checkbox"/> 協力医療機関 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない(医療型を除く)<input type="checkbox"/> 非常災害対策 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない<input type="checkbox"/> 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない

2 児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合)

(1) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	福祉型児童発達支援センター	<input type="checkbox"/> 嘱託医 1以上 <input type="checkbox"/> 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない <input type="checkbox"/> 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない <input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない <input type="checkbox"/> 児童指導員 1以上 <input type="checkbox"/> 保育士 1以上 <input type="checkbox"/> 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 <input type="checkbox"/> 栄養士 1以上 <input type="checkbox"/> 調理員 1以上 <p>40人以下の指定事業所にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定事業所にあつては調理員を置かないことができる</p>
	下記センター以外	<input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置する <input type="checkbox"/> 看護職員 医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠な障害児に医療的ケアを行う場合に配置する。 ただし、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、障害児に対して医療的ケアを行う場合その他の場合には配置しないことができる。 <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 ただし、この場合であっても、その総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

	<p>主として難聴児を通わせるセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上 <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 必要な数 事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置する <input type="checkbox"/> 看護職員 医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠な障害児に医療的ケアを行う場合に配置する。ただし、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、障害児に対して医療的ケアを行う場合その他の場合には配置しないことができる。 <input type="checkbox"/> 言語聴覚士等を置いた場合にあつては、当該言語聴覚士等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
	<p>主として重症心身障害児を通わせるセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 看護職員 1以上 <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 1以上 <input type="checkbox"/> 看護職員及び機能訓練担当職員 看護職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
	<p>医療型児童発達支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医療法に規定する診療所として必要とされる従業者 診療所として必要とされる数 <input type="checkbox"/> 児童指導員 1以上 <input type="checkbox"/> 保育士 1以上 <input type="checkbox"/> 看護職員 1以上 <input type="checkbox"/> 理学療法士又は作業療法士 1以上 <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 1以上
<p>② 児童発達支援管理責任者</p>		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1以上
<p>③ 管理者</p>		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く <p>ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる</p>

(2) 設備に関する基準

① 利用定員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 利用定員 10人以上<input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員 5人以上
② 設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品<input type="checkbox"/> 指導訓練室の定員: おおむね10人とすること(※)<input type="checkbox"/> 指導訓練室の面積: 障害児一人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること(※)<input type="checkbox"/> 遊戯室の面積: 児童一人につき、1.65平方メートル以上とすること(※) <p style="text-align: center;">※ 主として難聴児を通わせるセンター及び主として重症心身障害児を通わせるセンターには適用しない。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室および相談室は、障害児の支援に支障がない場合は設けないことができる<input type="checkbox"/> 上記の設備のほか、主として知的障害児を通わせる指定障害児発達支援事業所は、静養室を設けなければならない<input type="checkbox"/> 上記の設備のほか、主として難聴児を通わせる指定障害児発達支援事業所は、聴力検査室を設けなければならない<input type="checkbox"/> これらの設備は専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けること<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援センターは、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所のですり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること

<p>その他 (運営の基準より一部抜粋)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 指定障害児通所支援事業者等との連携等 指定児童発達支援事業者は、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない □ 健康管理 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の健康状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない □ 前項の規定にかかわらず、次の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれの健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、健康診断の全部及び一部を行わないことができる。この場合において、健康診断の結果を把握しなければならない ※児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断→通所開始時の健康診断 ※通学する学校における健康診断→定期の健康診断又は臨時の健康診断 □ 指定児童発達支援事業所の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない □ 非常災害対策 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない □ 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない
------------------------------	---

3 放課後等デイサービス

基本方針(条例第72条)

放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(1) 人員に関する基準

① 従業員の員数	指定放課後等デイサービス事業所(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。)	<input type="checkbox"/> 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計が、 障害児の数が10までのもの… 2以上 障害児の数が10を越えるもの…2に、障害児の数が10を越えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 <input type="checkbox"/> 児童指導員又は保育士のうち1人以上は常勤であること <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員又は看護職員(以下、機能訓練担当職員等)を配置する場合であって、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 ただし、この場合であっても、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置する。 <input type="checkbox"/> 看護職員 医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠な障害児に医療的ケアを行う場合に配置する。ただし、医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、障害児に対して医療的ケアを行う場合その他の場合には配置しないことができる。
	主として重症心身障害児を通わせる事業所	<input type="checkbox"/> 嘱託医 1以上 <input type="checkbox"/> 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう) 1以上 <input type="checkbox"/> 児童指導員又は保育士 1以上 <input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 1以上 ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる
② 児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所を除く事業所にあつては、1人以上は専任かつ常勤であること	
③ 管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く <input type="checkbox"/> ただし、指定放課後等デイサービス事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる	

(2) 設備に関する基準

① 利用定員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 利用定員 10人以上<input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員 5人以上
② 設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指導訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えていること<input type="checkbox"/> 指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品<input type="checkbox"/> これらの設備は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない ただし、障害児の支援に支障がない場合はこの限りではない
従たる事業所を設置する場合の特例	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業所は、指定放課後等デイサービスにおける主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置することができる。<input type="checkbox"/> 従たる事業所を設置する場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事するものでなければならない<input type="checkbox"/> 主たる事業所と従たる事業所との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であつて、放課後等デイサービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと
その他 (運営の基準より一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指定障害児通所支援事業者等との連携等 指定放課後等デイサービス事業者は、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない<input type="checkbox"/> 協力医療機関 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない(医療型を除く)<input type="checkbox"/> 非常災害対策 指定放課後等デイサービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない<input type="checkbox"/> 指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない

4 保育所等訪問支援

基本方針(条例第82条)

保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(1) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	<input type="checkbox"/> 訪問支援員 事業規模に応じて保育所等訪問支援を行うために必要な数
② 児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上 1人以上は、専ら当該保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。
③ 管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く <input type="checkbox"/> ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定保育所等訪問支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(2) 設備に関する基準

設備及び備品	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。
--------	---

5 居宅訪問型児童発達支援

基本方針(条例第81条の2)

指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない

(1) 人員に関する基準

<p>① 従業員の員数等</p>	<p>□ 訪問支援員 事業規模に応じて指定居宅訪問型児童発達支援を行うために必要な数</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>
<p>② 児童発達支援管理責任者</p>	<p>□ 1人以上 1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。</p>
<p>③ 管理者</p>	<p>□ 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く</p> <p>□ ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>

(2) 設備に関する基準

<p>設備及び備品</p>	<p>□ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
---------------	---

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数	
① 相談支援業務	ア 相談支援事業に従事する者 地域生活支援事業 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業	通算5年以上（うち*のない業務経験が通算3年以上）	
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 児童相談所 児童家庭支援センター 身体障害者更生相談所 精神障害者社会復帰施設 知的障害者更生相談所 福祉事務所 発達障害者支援センター		地域保健法に基づく保健所 市町村
	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 障害児入所施設 乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 障害者支援施設 精神保健福祉センター <i>救護施設*</i> <i>更生施設*</i> <i>老人福祉施設*</i> <i>介護老人保健施設*</i> <i>地域包括支援センター*</i>		身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者更生施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者福祉センター 知的障害者授産施設 知的障害者更生施設 知的障害者通所寮 知的障害者福祉ホーム 知的障害児施設 第一種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設（入所、通所） 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） 知的障害者地域生活援助 精神障害者地域生活援助 地域就労援助センター 市町村から補助又は委託を受けている作業所等
	エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター		
	オ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）において相談支援の業務に従事する者 幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 高等専門学校		
	カ 医療機関において相談支援業務に従事するもので、次の※の(1)～(4)のいずれかに該当する者 病院 診療所 ※(1) 社会福祉主事任用資格者 (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上に相当する研修修了者 (3) 有資格者等のイに該当する国家資格等を有する者 (4) 上記ア～オの実務経験年数が1年以上の者		

業務の種類	業務の範囲	必要経年数																																	
② 直接支援業務	<p>ア 施設等において介護業務に従事する者</p> <table border="0"> <tr> <td>障害児入所施設</td> <td>老人福祉施設*</td> <td rowspan="14" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者更生施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者福祉センター 知的障害者授産施設 知的障害者更生施設 知的障害者通所寮 知的障害者福祉ホーム 知的障害児施設 第一種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設(入所、通所) 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) 知的障害者地域生活援助 精神障害者地域生活援助 地域就労援助センター </td> </tr> <tr> <td>助産施設</td> <td>介護老人保健施設*</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>病院又は診療所の</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>療養病床関係病室*</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼保連携型認定こども園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童厚生施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童家庭支援センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童心理治療施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設</td> <td></td> </tr> </table>	障害児入所施設	老人福祉施設*	身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者更生施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者福祉センター 知的障害者授産施設 知的障害者更生施設 知的障害者通所寮 知的障害者福祉ホーム 知的障害児施設 第一種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設(入所、通所) 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) 知的障害者地域生活援助 精神障害者地域生活援助 地域就労援助センター	助産施設	介護老人保健施設*	乳児院	病院又は診療所の	母子生活支援施設	療養病床関係病室*	保育所		幼保連携型認定こども園		児童厚生施設		児童家庭支援センター		児童養護施設		児童心理治療施設		児童自立支援施設		障害者支援施設		通算8年以上 うち*のない業務経験が通算3年以上								
	障害児入所施設	老人福祉施設*	身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者更生施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者福祉センター 知的障害者授産施設 知的障害者更生施設 知的障害者通所寮 知的障害者福祉ホーム 知的障害児施設 第一種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設(入所、通所) 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) 知的障害者地域生活援助 精神障害者地域生活援助 地域就労援助センター																																
	助産施設	介護老人保健施設*																																	
	乳児院	病院又は診療所の																																	
	母子生活支援施設	療養病床関係病室*																																	
保育所																																			
幼保連携型認定こども園																																			
児童厚生施設																																			
児童家庭支援センター																																			
児童養護施設																																			
児童心理治療施設																																			
児童自立支援施設																																			
障害者支援施設																																			
<p>イ 事業所等において介護業務に従事するもの</p> <table border="0"> <tr> <td>障害児通所支援事業</td> <td>老人居宅介護等事業*</td> <td rowspan="18" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 身体障害者居宅介護 知的障害者居宅介護 児童居宅介護 精神障害者居宅介護 身体障害者デイサービス 児童デイサービス 知的障害児施設 第一種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設(入所、通所) 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) 知的障害者地域生活援助 精神障害者地域生活援助 市町村から補助または委託を受けている作業所等 </td> </tr> <tr> <td>児童自立生活援助事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放課後児童健全育成事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て短期支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児家庭全戸訪問事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養育支援訪問事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援拠点事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模住居型児童養育事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭的保育事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所内保育事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病児保育事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て援助活動支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業</td> <td></td> </tr> </table>	障害児通所支援事業	老人居宅介護等事業*			身体障害者居宅介護 知的障害者居宅介護 児童居宅介護 精神障害者居宅介護 身体障害者デイサービス 児童デイサービス 知的障害児施設 第一種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設(入所、通所) 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) 知的障害者地域生活援助 精神障害者地域生活援助 市町村から補助または委託を受けている作業所等	児童自立生活援助事業		放課後児童健全育成事業		子育て短期支援事業		乳児家庭全戸訪問事業		養育支援訪問事業		地域子育て支援拠点事業		一時預かり事業		小規模住居型児童養育事業		家庭的保育事業		小規模保育事業		居宅訪問型保育事業		事業所内保育事業		病児保育事業		子育て援助活動支援事業		障害福祉サービス事業	
障害児通所支援事業	老人居宅介護等事業*	身体障害者居宅介護 知的障害者居宅介護 児童居宅介護 精神障害者居宅介護 身体障害者デイサービス 児童デイサービス 知的障害児施設 第一種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設(入所、通所) 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) 知的障害者地域生活援助 精神障害者地域生活援助 市町村から補助または委託を受けている作業所等																																	
児童自立生活援助事業																																			
放課後児童健全育成事業																																			
子育て短期支援事業																																			
乳児家庭全戸訪問事業																																			
養育支援訪問事業																																			
地域子育て支援拠点事業																																			
一時預かり事業																																			
小規模住居型児童養育事業																																			
家庭的保育事業																																			
小規模保育事業																																			
居宅訪問型保育事業																																			
事業所内保育事業																																			
病児保育事業																																			
子育て援助活動支援事業																																			
障害福祉サービス事業																																			
<p>ウ 医療機関等において介護業務に従事する者</p> <p>保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所</p>	通算8年以上 うち*のない業務経験が通算3年以上																																		
<p>エ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事するもの</p> <p>特例子会社* 助成金受給事業所*</p>			通算8年以上 うち*のない業務経験が通算3年以上																																
<p>オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)</p> <p>幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 高等専門学校</p>		通算8年以上 うち*のない業務経験が通算3年以上																																	

業務の種類	有資格者等の範囲	必要経過年数
③有資格者等	ア 次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの⇒ ホームヘルパー2級以上の資格 (3) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	①+②の経験が 通算5年以上
	イ 国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	①+②の経験が 通算3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注意事項

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例) 5年以上の実務経験＝従事した期間が5年間、かつ、実際に従事した日数が900日以上

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5号

(児童指導員の資格)

第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したものの
- (9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

用語の定義

<p>「常勤」</p>	<p>指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることをいうものである。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の指導員と当該指定放課後等デイサービスの指導員とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p>
<p>勤務延べ時間数</p>	<p>勤務表上、指定通所支援の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定通所支援の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p>
<p>「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」 「専従」</p>	<p>原則としてサービスの提供時間帯を通じて指定通所支援以外の勤務に従事しないことをいうものである。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間(児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>